

教育訓練給付金制度 認定校

資格取得を支援する制度をご紹介します!!

2011.4/1 金
新規
3講座開設!!

なんと!!
訓練経費の **20%** が戻ってくる!!

厚生労働大臣指定講座
教育訓練給付金対象者

- 雇用保険の被保険者期間が3年以上(※1)ある方
- 雇用保険の被保険者期間が3年以上(※1)あった方が資格喪失(離職)してから1年以内の方

大型自動車免許取得講座



教習料金 ¥221,600
教育訓練経費 ¥207,060
給付金
(訓練経費の20%) **¥41,412**

大型自動車及び 大型特殊自動車免許取得講座



教習料金 ¥283,340
教育訓練経費 ¥262,710
給付金
(訓練経費の20%) **¥52,542**

大型自動車及び けん引自動車免許取得講座



教習料金 ¥307,700
教育訓練経費 ¥287,070
給付金
(訓練経費の20%) **¥57,414**

大型特殊自動車免許取得講座



教習料金 ¥93,240
教育訓練経費 ¥87,150
給付金
(訓練経費の20%) **¥17,430**

けん引自動車免許取得講座



教習料金 ¥117,600
教育訓練経費 ¥111,510
給付金
(訓練経費の20%) **¥22,302**

中型自動車免許取得講座



教習料金 ¥165,000
教育訓練経費 ¥150,250
給付金
(訓練経費の20%) **¥30,050**

(※1) 初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は、被保険者(支給要件)期間が1年以上あれば可です。

※教習料金に含まれている写真代、申請料、検定料は訓練経費には含まれません。

手続きの流れ ※詳しくは、[▶ハローワークインターネットサービス](#) の教育訓練給付制度・講座検索をご覧ください。



信頼と実績の手稲自動車学校があなたを待っています。